政治分野への男女共同参画を推進するための法整備を求める意見書

　平成28（2016）年は女性参政権行使から70年の節目の年でした。我が国の女性議員の割合は、参議院では20.7％と世界平均の22.0％に近づきつつあるものの、衆議院での9.5％は、下院あるいは一院制をとる列国議会同盟（ＩＰＵ）193カ国中157位（2016年８月１日現在）と非常に低い状況になっています。

　さらに、地方議会においても平成27（2015）年の統一地方選挙後の女性議員の割合は12.1％と１割強に過ぎず、女性議員が１人もいない「女性ゼロ議会」は、全自治体の20.1％にも上ります。

　少子・高齢社会の諸問題を初め、食糧や環境など暮らしにかかわる事柄が重要な政治課題となっている今日、また社会のあらゆる場で女性の活躍推進を掲げている政権下において、政策を議論し決定する政治の場に今まで以上に女性が参画することが求められています。

　よって、武蔵野市議会は、国会及び政府に対し、国、自治体のいずれの議会においても女性議員の増加を促し、男女がともに政策決定に参画する「政治分野への男女共同参画推進」のための法整備が実現するよう、強く求めます。

　以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

　平成29年３月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　武蔵野市議会議長　深　沢　達　也

衆　　議　　院　　議　　長　　　┐

参　　議　　院　　議　　長　　　│

内　　閣　　総　　理　　大　　臣│

総　　　務　　　大　　　臣　　　├あて

法　　　務　　　大　　　臣　　　│

少子化対策・男女共同参画担当大臣│

地方創生・規制改革担当大臣　　　┘